

鳥インフルエンザ関係閣僚会議

日 時：令和3年1月19日（火） 9：15～9：30

場 所：官邸4階大会議室

議 題：家きんにおける高病原性鳥インフルエンザの発生
への対応について

令和2年11月5日

(鳥インフルエンザ事案)

総理指示

- 家きん業者に対し、厳重な警戒を要請するとともに、予防措置について適切な指導・支援を行うこと。
- 現場の情報をしっかり収集すること。
- 鳥インフルエンザと考えられる家きんが確認されたことから、農林水産省はじめ関係各省が緊密に連携し、徹底した防疫措置を迅速に進めること。
- 国民に対して正確な情報を迅速に伝えること。

高病原性鳥インフルエンザ
発生状況と対策の強化

令和3年1月
農林水産省

今シーズンの世界的な発生状況

今シーズンは**2020年夏にシベリアで検出されているH5N8亜型ウイルス**がユーラシア大陸の東西で猛威を振るい、フランス（282件）や韓国（90件）を始め、各地で続発。

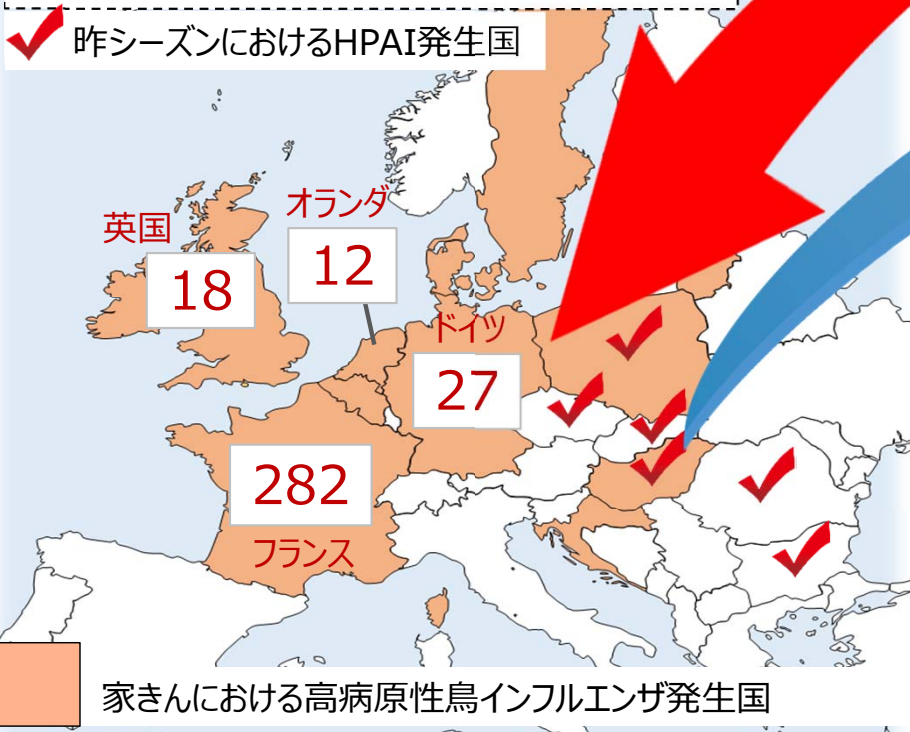
※ 西欧、日本、韓国ともに昨シーズンは非発生。



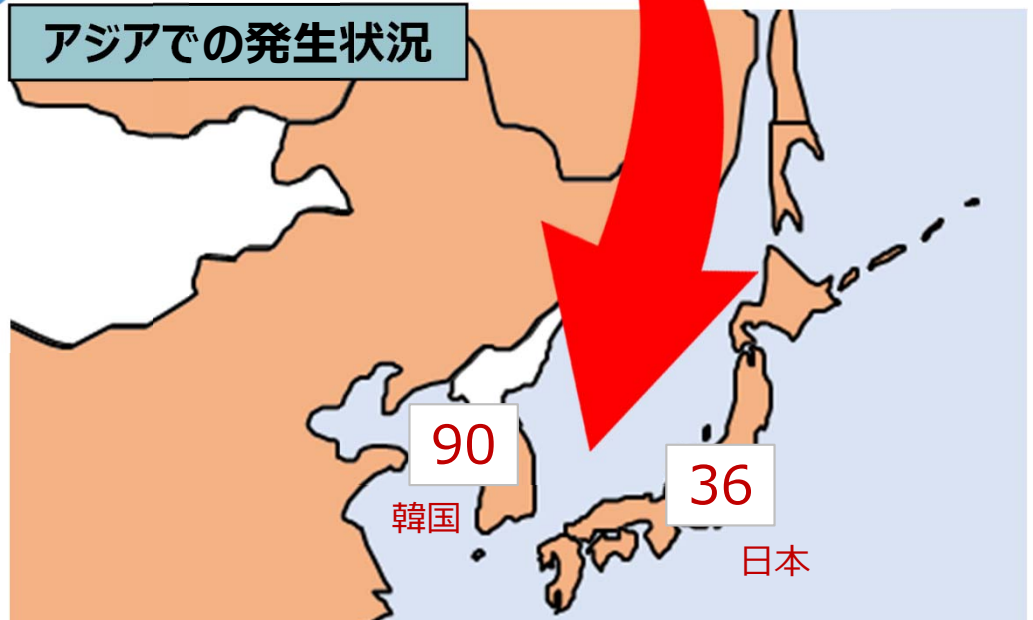
シベリア宮巢地
H5N8

欧州での発生状況

※数字は発生件数（各国政府の公表ベース）。



アジアでの発生状況



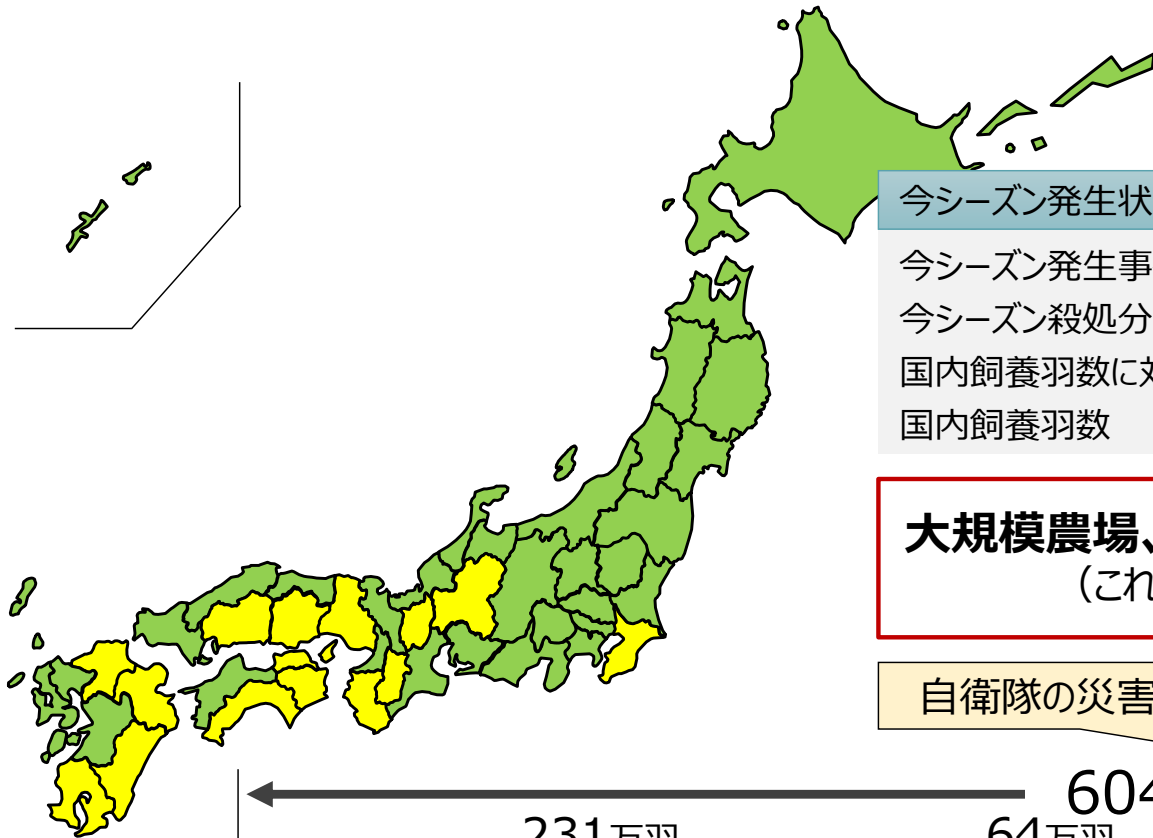
H5N8亜型発生国（欧州）

- | | |
|--------|--------|
| 英国 | デンマーク |
| ドイツ | ポーランド |
| オランダ | アイルランド |
| フランス | ハンガリー |
| スウェーデン | リトアニア |
| クロアチア | |

※ 韓国では、あひる農場での発生が多い。あひるは発症するまでに比較的長時間を要し、その間にウイルスが排出されることが想定されることから、予防的殺処分を実施。

※ 中国及び台湾では、ウイルスが常在しており、夏季を含めて年中発生。

我が国の発生状況



今シーズン発生状況

今シーズン発生事例数

15県36事例

今シーズン殺処分羽数

604万羽

国内飼養羽数に対する殺処分羽数の割合

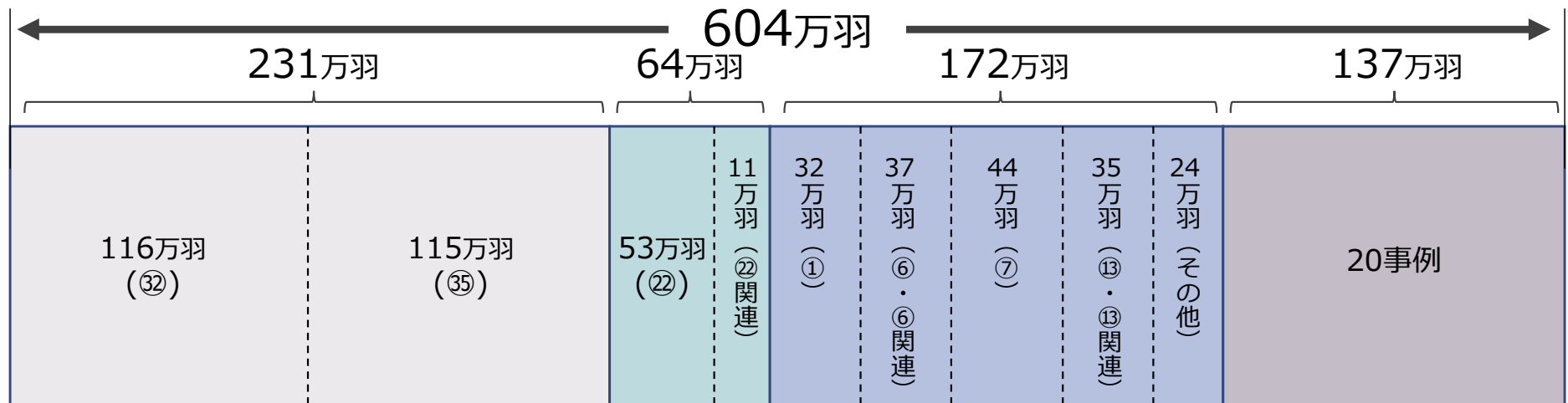
約1.9% ※需給に影響なし

国内飼養羽数

3.2億羽 (H31年2月 畜産統計)

大規模農場、密集地域での続発によって、**殺処分羽数が増加**
(これまでのシーズン最大殺処分総数は183万羽)

自衛隊の災害派遣 (自治体と協力して実施) : 20回 約560万羽



過去の発生のうち
最大飼養規模は
約31.5万羽

千葉県
**大規模農場
発生**

岡山県
**大規模関連
農場発生**

香川県三豊市
**密集・多発
発生**

その他
**単発
発生**

※括弧内の数字は、発生事例の番号を示す。

EFSA（欧州食品安全機関）レポート

EFSA（欧州食品安全機関）※は、昨年12月に「鳥インフルエンザに係る概況報告書」を公表。

※EFSA（欧州食品安全機関）

：欧州連合（EU）のリスク管理措置の決定に際して、科学的助言を行うEUの専門機関であり、家畜衛生分野も対象。

【概況】

- **渡り鳥の越冬エリアの南下・西進により**、欧州における発生リスクがさらに増大。
- **野鳥の移動による発生拡大リスクは高く**、異なる土地から野鳥が集まり、感染拡大やウイルスの病原性変異のリスクが増加。
- **猛禽類等は捕食による感染リスクがあり**、特に**ハヤブサ**や**ノスリ**は感受性が高く、環境中の**ウイルス量の指標**となり得る。
- 野鳥から家きんへの感染リスクは高く、各国は**高リスク地域における措置の実施の検討を行うべき**。

【対策オプション】

- 家きん及び野鳥における**サーベイランスの継続**
- 家きん**生産チェーン全体**の**バイオセキュリティ・サーベイランスの強化**
- **早期発見・早期通報**の体制の改善、**生産指標**（死亡率、産卵率、摂食量等）**の変化の監視**等の注意喚起
- アクティブサーベイランスを含む**野鳥サーベイランスの強化**

我が国でも、
11月24日に、
家きん疾病小委から
同様の緊急提言。

我が国が講じている
対策と同様。

**取組強化
が必要**

OIE（国際獣疫事務局）からも、今シーズンの世界的な発生を踏まえ、
「農場のバイオセキュリティの強化の徹底が最も重要」との提言あり。

(参考) 可能な対策・取り得る対策 (他の家畜伝染病との比較)

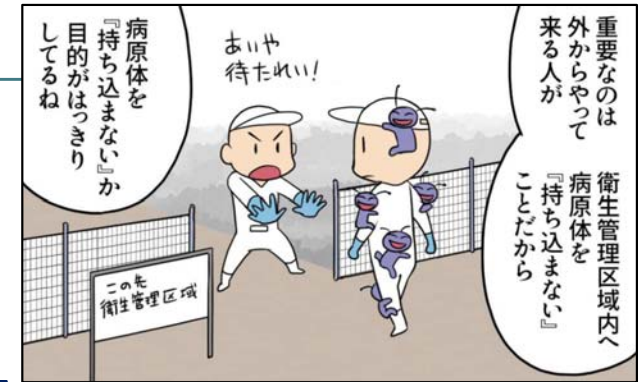
		豚熱	アフリカ豚熱	高病原性鳥インフルエンザ
農場外ウイルス量低減	野生動物対策	○ 【野生イノシシ (と殺 (捕獲))】	○ 【野生イノシシ (と殺 (捕獲))】	× 【野鳥】
	野生動物発生時の移動制限	△ 【ワクチン非接種地域のみ】	○	×
	面的消毒	○	○	○
	集団免疫	○ 【経口ワクチン散布】	×	×
野生動物サーベイランス		○ 【農林水産省】	○ 【農林水産省】	○ 【環境省】
農場バイオセキュリティ向上	飼養衛生管理徹底	飼養衛生管理基準遵守	○	○
		緊急消毒	○	○
	集団免疫	○ 【予防的ワクチン接種】	×	×
水際対策		(○)	○	△ 【家きん生体・卵・肉のみ】 4

飼養衛生管理基準遵守の徹底

家畜防疫の**基本**は、**生産者による飼養衛生管理の徹底**

飼養衛生管理基準の遵守徹底

- **家畜の所有者が守るべき基準**について、**農林水産大臣が作成**（省令）
- 飼養衛生管理基準は、①基本的事項、②農場へのウイルスの侵入防止、③農場の衛生状態の確保、④農場からのウイルスの拡散防止の4項目に体系化
- **基準を遵守していない生産者**に対しては、**知事による指導助言、勧告、命令**を経た上で**罰則適用（100万円以下の罰金）**



法改正による飼養衛生管理基準の遵守に係る是正措置の拡充

- 農場ごとに**飼養衛生管理者**を選任。
- **指導等指針**（国策定）、**指導等計画**（都道府県策定）の制度を創設。【令和3年4月施行】
- 知事から家畜の所有者に対し、基準遵守について**指導・助言を経ずに緊急に勧告・命令**をできるよう措置。併せて、当該措置について、国から都道府県知事に対し実施すべき旨の指示をできるよう措置。
- 知事が**基準遵守に係る命令違反者を公表**、国が**都道府県の飼養衛生管理の状況等を公表**できるよう措置。
- 飼養衛生管理に関する**罰則を強化**。
 - ・ 都道府県知事による命令に正当な理由なく従わないときはその旨を公表
 - ・ 100万円以下の罰金

その他、地域の協議会を活用した地域一体となった取組の強化を図ることとしている。

飼養衛生管理の徹底・消毒徹底の農場への繰り返し周知（リーフレットの配布）

わかりやすいリーフレットを作成し、農家に確実に行き渡るよう**多角的なルート・ツールを活用**して情報発信。

従来の配布ルート

① 都道府県ルート

都道府県から、直接あるいは県団体を通じて、家きん農場に配布。【1月7日に都道府県に配布済み】

1月19日に都道府県及び生産者団体を対象にした全国会議を開催（越境性動物疾病防疫対策強化推進会議）【1月19日に開催】

② 生産者団体ルート

全農、養鶏協会等を通じて、各会員等に配布。【1月7日に団体に配布済み】

+ さらに、以下のルート・ツールを活用

リーフレットの配布

○ 飼料団体・動物用医薬品団体ルート **New!!**

飼料・医薬品業者から農家に飼料・医薬品の配送時にリーフレットを配布してもらうよう、飼料団体や動物用医薬品団体等に協力を依頼。【1月12日までに依頼済み】

リーフレットを活用した情報発信

① HPへの掲載

HPにリーフレットを掲載。都道府県や関係団体に周知。【1月7日に掲載済み】

② SNSによる発信

Facebook、Twitterによって、リーフレットを発信。【Facebookは1月8日、Twitterは1月12日に発信済み】

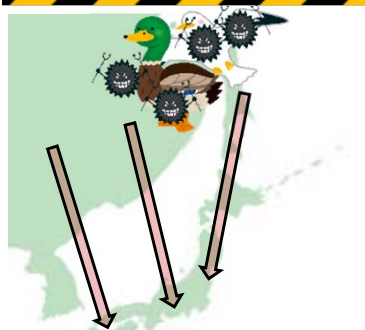
③ BUZZ MAFFによる配信 **New!!**

BUZZ MAFFにより、リーフレットを含め、高病原性鳥インフルエンザに係る注意喚起等を配信。【1月20日に配信予定】

④ メディアへの掲載 **New!!**

日本農業新聞に、高病原性鳥インフルエンザに係る注意喚起等と併せてリーフレットを掲載。【1月15日掲載済み】

今シーズン（2020-21）は、
多量に鳥インフルエンザウイルスが
あちこちに存在しています！！



今シーズンは**世界的にも**
発生が相次ぐ非常事態。
カモや白鳥等の渡り鳥がウイ
ルスを持って大陸から飛来。
糞便等によって野山、池、道
路等にウイルスが排出。



鳥や小動物を捕食する
ハヤブサや**フクロウ**等の
猛禽類も感染死

池、川、道路にも・・・



あちこちに

野山、森、公園にも・・・



対策は・・・

消毒や防鳥ネットの管理など
全ての従業員による
飼養衛生管理の
基本の徹底!!

「ウイルスを農場内に入れさせない」
「ネズミやネコにも油断しない」

農場を守れるのは・・・

あなた
農場主だけ・・・

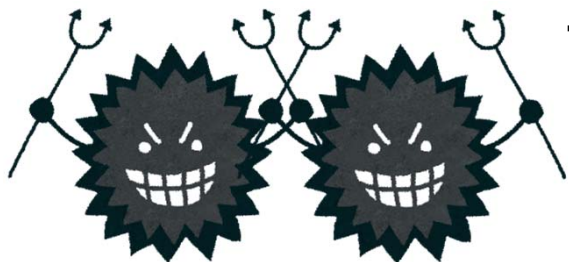
地域一帯となった消毒も**有効**です。

防鳥ネットや消毒機器等の整備など、
支援も用意していますので、
ご相談ください。



今シーズンのウイルスの特徴について

今シーズンは、農場周辺のあちこちに、
多量の鳥インフルエンザウイルスが存在。



でも...

農場・人・物・車両の消毒等により、
ウイルス量を**一定量以下まで減らせば、
感染を防ぐ**ことが可能です。



※農研機構の試験において、 10^5 EID50では鶏が死亡し、 10^4 EID50では死亡しない結果。
(1EID50：発育鶏卵の半分を感染させるウイルス濃度)

徹底的な消毒で、
この**渡り鳥の飛来シーズン**を乗り切れるよう、
関係者が**連携し、頑張りましょう！！**



鳥インフルエンザの症状

写真出典：農研機構動物衛生研究部門

特に、以下の症状には要注意。

元気消失



肉冠のチアノーゼ



顔面の浮腫性腫脹



突然死



今シーズンのウイルスは、感染してから
死亡するまでの期間が長い傾向
があるため、
鶏の症状に注意を払う必要があります。

必ずしも全ての症状がみられる
わけではないことに注意！！

- 「いずれかの症状に当てはまる」
- 「何か異状がみられる」
- 「死亡羽数が増えている」

そんなときは、
最寄りの家畜保健衛生所等に要
相談！！

早期発見
早期通報
● ●
が重要です！！

飼養衛生管理基準遵守状況の一斉自主点検フォローアップ

昨年12月7日、全都道府県に一斉自主点検の実施を通知。

12月18日の**1回目の点検により、約1割の不備を確認**したことから、**1月15日までに2回目の点検を実施**（フォローアップ）。
2回目の公表について、順次、都道府県から改善状況の報告あり（全都道府県から報告済み）。

全都道府県の結果をとりまとめ、1月22日に公表予定。

※今後、防鳥ネットや消毒機器の整備等への**支援の活用を促進し、遵守率100%への改善を目指す**とともに、
必要に応じて、家畜伝染病予防法に基づき、知事による**指導・助言・勧告・命令、命令違反者の公表の規定の活用**を指導・指示。

全農場の遵守状況が改善するまでフォローアップを繰り返し実施

項目 ※飼養衛生管理基準の 重要項目	1回目の点検結果 (令和2年12月18日時点)		2回目の点検結果 (令和3年1月18日時点)	
	報告農場数	遵守率	報告農場数(※)	遵守率
衛生管理区域出入り 手指消毒等	7,677	93%	13,543	92%
衛生管理区域専用 衣類・長靴	7,677	90%	13,543	89%
衛生管理区域出入り 車両消毒	7,631	89%	13,365	93%
家きん舎出入り 手指消毒	7,677	90%	13,542	91%
各家きん舎専用 長靴	7,677	88%	13,480	89%
野生動物侵入防止 のネット等の設置等	7,677	91%	13,520	95%
ねずみ及び害虫の 駆除	7,677	96%	13,456	93%

※小規模農場にも積極的に働きかけを行ったことから、2回目点検の報告農場数が増加。

全国緊急消毒実施状況

昨年12月9日、全都道府県に対して、養鶏密集地帯を中心に**地域一体となった面的な緊急消毒**を実施するよう通知。これを受け、**各都道府県は順次、緊急消毒を開始**。

緊急消毒等の実施状況

基本

地域の实情に応じて、**常日頃、繰り返し消毒を実施し、発生リスクを低減**。

緊急的な消毒。消毒経費を支援し、**まん延防止に要する消毒**を確実に実施。

農場内消毒の基本的な考え方

実施状況

① 生産者による日々の消毒

衛生管理区域内・鶏舎内の消毒は、家きんの飼養者の義務。【飼養衛生管理基準 項目27、28】

家畜保健衛生所による日々の指導で**消石灰散布を指示**。

② 都道府県や市町村による消毒

発生リスクの高まりを踏まえた、地域内家きん農場への消石灰配布等の独自の取組。

19都県が消石灰を配布。その他、**県団体、市町村、農協**が独自に消石灰を配布。

③ 都道府県知事の命令による緊急消毒

まん延防止に必要な場合に、都道府県知事の命令の下、緊急的に実施。

全47都道府県で実施。

①生産者による日々の消毒、②都道府県・市町村独自の消毒に加え、

③緊急消毒を開始したことで、**繰り返しの農場内消毒を実施**。

今後も繰り返し、**消毒の継続を指導**するよう都道府県に対して指示しているところ。

都道府県における防疫演習

万が一の発生時には、**農場での早期封じ込め、まん延防止**を徹底することが必要

24時間以内の殺処分【防疫指針第7の1の(4)】

患畜又は疑似患畜は、当該農場内で、原則として第5の2により患畜又は疑似患畜であると判定された後、(3)の発生農場における措置が完了してから目安として**24時間以内にと殺を完了**する。

72時間以内の焼埋却【防疫指針第7の2の(1)】

患畜又は疑似患畜の死体は、原則として、第5の2により患畜又は疑似患畜であると判定された後、1の(3)の発生農場における措置が完了してから**72時間以内に焼却し、又は発生農場若しくはその周辺**(人家、水源、河川及び道路に近接しない場所であって、日常、人及び家さんが接近しない場所に限る。)において**埋却**する。

- あらかじめ災害対応に準じた**全県的な体制を確立**することが重要
- 生産者のみならず、市町村、関係機関、関係団体等の**協力・連携体制を確認**

都道府県による防疫演習【防疫指針第2-2の2の(3)】

発生時に近隣の都道府県、市町村、警察、自衛隊、獣医師会、生産者団体等の関係者が一体となって迅速かつ的確な初動防疫対応が実行できるよう、国が示す防疫スケジュールに即して、**地域の実情に合わせた実践的な防疫演習を実施**し、課題の洗い出し及びその解消を図るとともに、発生農場等において防疫措置を指揮できる家畜防疫員の育成に努める。

〈近年の鳥インフルエンザ防疫演習開催実績〉 単位：回

	H28	H29	H30	R1
全国	1	1	1	-
都道府県	502	637	549	488

昨年末、全都道府県に対し、発生時の円滑な防疫措置に必要な**人員、防疫資材及び埋却地等の確保**について、**緊急的な防疫演習の実施**を通じた確認を通知【12月28日付け消費・安全局長通知】

【3パターン】

- ・ 肉用鶏10万羽規模
- ・ 採卵鶏6万羽規模
- ・ 県内最大の養鶏場の飼養規模

【防疫指針の留意事項33】

24時間及び72時間以内という**一定の目安**を示しており、当該目安については、防疫措置に特段の支障が生じない環境下の農場において、**肉用鶏平飼いで5から10万羽**程度の飼養規模を、**採卵鶏ケージ飼いで3から6万羽**程度の飼養規模を想定している。

各都道府県が**1月15日まで**に防疫演習を実施
国に**1月22日まで**に実施結果を報告予定

(参考) 防疫演習取組事例 (A県)

肉用鶏10万羽・採卵鶏5万羽規模での発生の場合

全庁的に取り組み、県内関係者を主体として対応
10万羽規模の殺処分の一部は、自衛隊に要請

防疫作業員の確保



肉用鶏180名/クール×9クール
採卵鶏236名/クール×9クール
24時間体制で対応

- ✓ 県庁家畜衛生部局に加え、他部局職員を動員し、全庁的に対応
 - ✓ 市町村、関係団体職員を動員
- ※肉用鶏については、殺処分の一部を自衛隊に要請

防疫資材の確保



県の備蓄から確保

- ✓ 基本的に県の備蓄で確保
- ✓ 万が一、資材が不足した場合の調達先をリストアップ

埋却地等の確保



埋却地が用意できない場合の代替策を準備

- ✓ 農場に埋却地がない場合に備え、県内焼却施設と改めて調整し、焼却による廃棄を可能に

県内最大規模 (採卵鶏30万羽規模) での発生の場合

まずは県庁職員を総動員、それでも不足する場合に国・他県に要請、そして最終的に自衛隊に要請

防疫作業員の確保

全庁的に
270名/クール×27クール

- ✓ 県庁職員を総動員し、市町村・関係団体職員からも動員

国・他県からの動員を依頼

- ✓ 県庁職員では不足するため、国・他県からの動員を依頼

最終的に自衛隊に災害派遣要請

- ✓ それでも作業員が不足する場合、知事から自衛隊に災害派遣要請

防疫資材の確保

県の備蓄を供給

- ✓ 県の備蓄を供給

県の備蓄の充実

- ✓ 明らかに不足する備蓄資材については、予め調達を開始するなど、備蓄の充実に着手

不足した場合の調達先の確保

- ✓ それでも不足する場合に備え、調達先をリストアップし、事前連絡

防疫資材の確保

農場の埋却地確保状況を確認

- ✓ 埋却地が不足することを確認

焼却による廃棄を事前調整

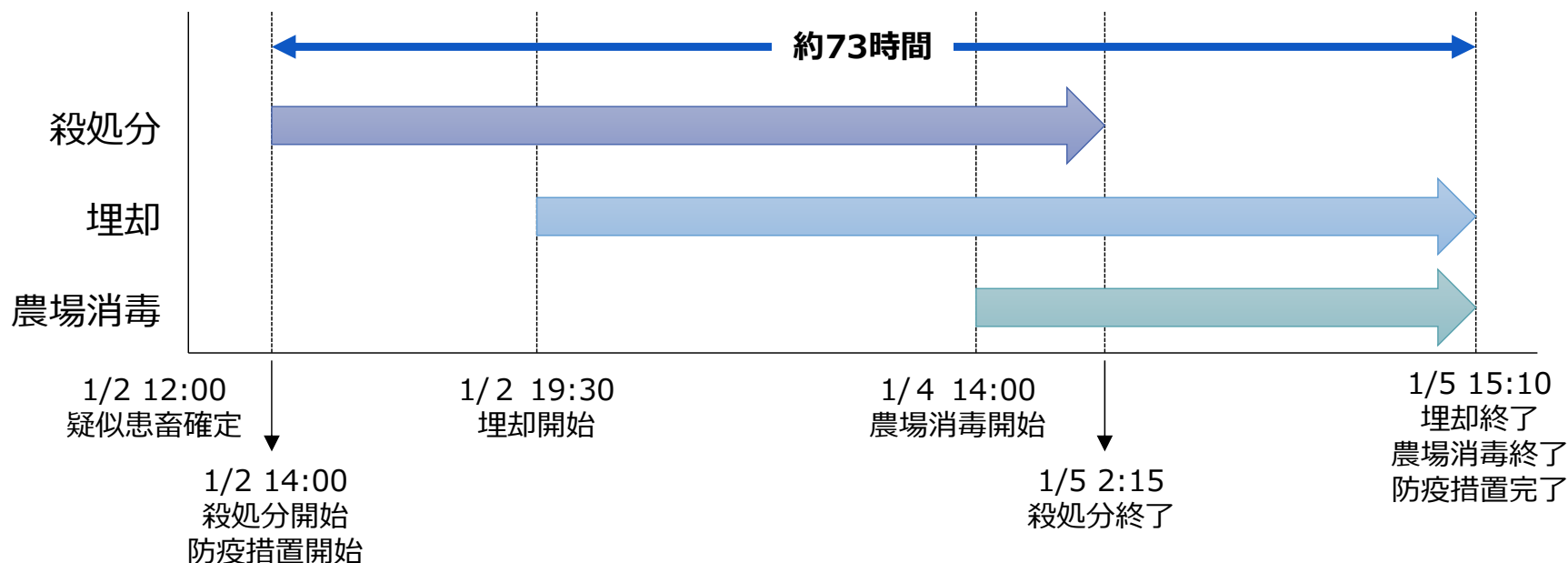
- ✓ 県内焼却施設と改めて調整

廃棄手段を確保

- ✓ 埋却と焼却を併用することで、廃棄手段を事前に確保

岐阜県による防疫措置

令和3年1月2日、高病原性鳥インフルエンザの発生を確認（国内34例目）。発生農場の飼養規模は約6.8万羽であり、自衛隊への派遣要請、他県獣医師の派遣要請を行わず、岐阜県のみで対応（国からのリエゾン派遣は実施）。全庁的な対応で概ね72時間以内に防疫措置を完了。



動員元	人数	作業内容
岐阜県	805	殺処分 埋却作業 農場消毒 等
家畜衛生・畜産部局	285	
その他	520	
市町村	114	消毒ポイント運営 等
その他（建設業協会等）	117	埋却のための掘削 等

制度上の埋却・焼却の義務について

家畜伝染病予防法（抜粋）

（死体の焼却等の義務）

第二十一条 次に掲げる家畜の死体の所有者は、家畜防疫員が農林水産省令で定める基準に基づいてする指示に従い、**遅滞なく、当該死体を焼却し、又は埋却しなければならない。**ただし、病性鑑定又は学術研究の用に供するため都道府県知事の許可を受けた場合その他政令で定める場合は、この限りでない。

一～三（略）

2・3（略）

4 **家畜防疫員は、**第一項ただし書の場合を除き、家畜伝染病のまん延を防止するため緊急の必要があるときは、同項の家畜の死体について、同項の指示に代えて、**自らこれを焼却し、又は埋却することができる。**

5（略）

6 **都道府県知事は、**第一項の規定による**焼却又は埋却が的確かつ迅速に実施されるようにするため、**当該都道府県の区域内における**当該焼却又は埋却が必要となる場合に備えた土地の確保**その他の措置に関する情報の提供、助言、指導、**補完的に提供する土地の準備**その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

7 都道府県知事は、前項の必要な措置を講ずるため特に必要があると認めるときは、農林水産大臣及び市町村長に対し、協力を求めることができる。

飼養衛生管理基準（抜粋）

（埋却等の準備）

8 法第21条の規定に基づく家さんの**死体の埋却の用に供する土地**（家さん（日齢が満150日以上のものに限る。）100羽あたり0.7平方メートルを標準とする。）**の確保又は焼却若しくは化製のための準備措置を講ずること。**

埋却地等調査の結果（令和2年7月時点）

	報告農場数	確保済み農場数	未確保農場数
採卵鶏	4,048	3,613	435
肉用鶏	3,583	3,386	197
合計	7,631	6,999	632

全国で**約8.3%**の養鶏農場が埋却地等を**未確保**

ただし、確保済みと報告されている農場でも、発生時になると埋却地を使用できず、円滑に作業着手できないケースもある。

今シーズンの発生事例の例

【埋却地の確保に難儀した事例】

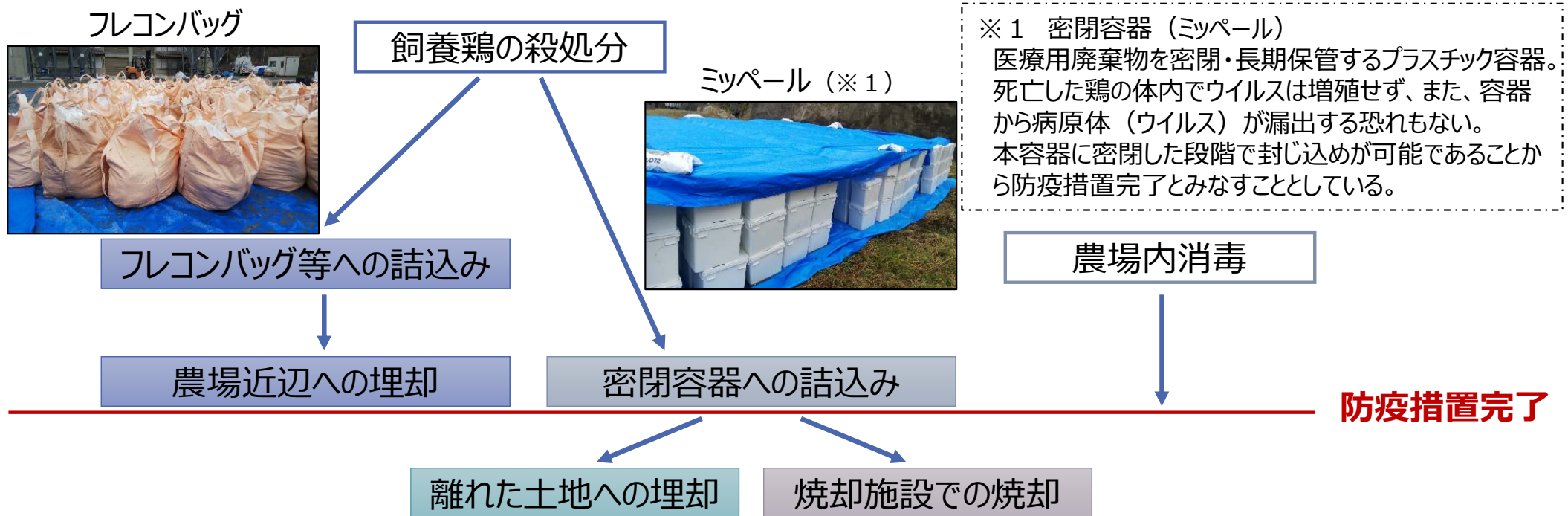
香川県（同一系列3事例・51.8万羽）、千葉県（2事例・231万羽）

<埋却以外の手法（焼却）を活用した事例>

- ・焼却のみを実施 : 兵庫県（14.5万羽）、奈良県（7.7万羽）、和歌山県（6.8万羽）
- ・焼却・埋却を併用 : 岡山県（64.4万羽）、千葉県（1事例・116万羽）

(参考) 国内32例目・35例目（千葉県いすみ市）防疫措置状況

防疫指針において、①防疫措置として殺処分した飼養鶏は**埋却あるいは焼却**を行うこと、②当該農場から**離れた埋却地や焼却施設に運ぶ場合**には、**密閉容器を使用**すること、③運送するための**密閉容器への詰込みを終了し、農場内消毒等を終了した時点**で**防疫措置は完了したものとみなすこと**を規定。



千葉県いすみ市の防疫措置の進捗状況（令和3年1月18日時点）

	殺処分	埋却	密閉容器詰込み（※2）
国内32例目 （12月24日発生）	115万羽 （100%終了）	61万羽／65万羽 （94%終了）	50万羽／50万羽 （100%終了）
国内35例目 （1月11日発生）	98万羽／116万羽 （86%終了）	47万羽／116万羽 （41%終了）	

国内32例目は1月末頃
国内35例目は2月下旬頃
防疫措置完了見込み。

※2 密閉容器（農場敷地内に保管）に詰込み後、現時点で8,500羽を焼却済み。
1月末までにさらに37,440羽焼却予定。2月以降の焼却処分は焼却施設等と調整中。

各府省の主な協力

(1) 消費者庁・内閣府食品安全委員会

鳥インフルエンザウイルスの性状や家きん肉・卵の安全性等について、HPやSNSにより、**正確な情報を消費者に向け発信**。

(2) 金融庁

金融庁から各金融機関に対し、鳥インフルエンザの発生による影響を受けた農家等との**経営相談や融資対応について、適切な対応を要請**。

(3) 厚生労働省

発生県に対し、家きん農場の**従業者の健康状態の把握及び防疫作業員の感染防御策の徹底**等を指示。また、全都道府県に対し、**情報提供・注意喚起**を実施。

(4) 国土交通省

発生県の要請に応じ、地方整備局や運輸局からの**リエゾン派遣、消毒ポイント設置への協力、照明車・衛星通信車等の資機材の派遣、県バス協会・県タクシー協同組合・県トラック協会への協力依頼**等により、県の防疫対応を支援。

(5) 環境省

発生農場の周辺半径10km圏内を**野鳥監視重点区域の指定**と、区域内の**野鳥の監視を強化**するとともに、区域内における**緊急調査を実施**。また、野鳥サーベイランスにおける全国の対応レベルを最高レベルであるレベル3まで引き上げ、**全国での野鳥の監視を強化**。

(6) 防衛省・自衛隊

これまでに香川県、福岡県、兵庫県、宮崎県、奈良県、広島県、和歌山県、岡山県、千葉県からの災害派遣要請を受け、計20回、自衛隊を派遣。自治体と協力し、今シーズンの殺処分羽数の合計約604万羽のうち**約560万羽を自衛隊が処分（活動人員は延べ約25,000名）**。

(7) 警察庁

発生農場や消毒ポイント周辺の**警戒活動**を実施。

このほか、**総務省**（協力依頼への対応（消防機関）、地方団体の財政需要への対応）、**文部科学省**（教育機関への情報提供）についても各種協力を頂いているところ。

令和3年1月19日

野鳥・家きんにおける高病原性鳥インフルエンザの発生に係る
環境省の対応について

環境省

野鳥・家きんにおける高病原性鳥インフルエンザの発生への環境省の対応は、以下のとおり。

- 今シーズンは、韓国における高病原性鳥インフルエンザの発生を受け、昨年10月30日時点で全国の死亡野鳥の監視を強化。その後、国内での野鳥や家きんにおける発生状況を踏まえ、11月5日時点で全国の死亡野鳥の監視を最高レベルに引き上げ。
- 環境省では、例年、冬鳥の渡来に合わせ、10月～翌年4月にかけて全国の渡来地で野鳥の糞便を採取するとともに、通年で死亡野鳥等から検体を採取し、鳥インフルエンザウイルスの保有状況に関する調査を実施（野鳥サーベイランス）。
全国の糞便調査については、実施回数や実施箇所数を増やすよう都道府県に対して11月12日付けで要請し、野鳥サーベイランスを強化。
増大している検査について迅速に対応できるよう、大学や研究機関と連携し、検査体制を拡充。
- 死亡野鳥、野鳥糞便、環境試料（水）及び家きんにおいて高病原性鳥インフルエンザの発生が確認された各地点の周辺半径10km圏内を「野鳥監視重点区域」に指定。
同区域内では、渡り鳥の飛来地等において、野鳥の感染状況の把握等を目的とした野鳥緊急調査等を実施。同調査の実施に当たっては、発生府県の要請を受け、環境省より専門家を派遣。

- 管轄の地方環境事務所に対して、当該都道府県と連携し、現地周辺の野鳥に関する情報収集を指示。
- これまでのところ、野鳥監視重点区域において、野鳥が大量死するといった状況は確認されていない。
- ※ 国内における野鳥及び家きんでの高病原性鳥インフルエンザの発生を受けた今シーズンの環境省の対応状況等は、表 1 及び表 2 のとおり。

(表1) 国内の野鳥における発生状況と環境省の対応状況

	確認日	場所	緊急調査	野鳥監視重点 区域の設定日	検体 (回収日)
1	10月30日	北海道 紋別市	10月31日～ 11月2日	10月30日～ 11月23日	野鳥糞便 (10/24) ※2
2	11月13日	鹿児島県 出水市	11月14日～ 20日	11月13日～	環境試料(水) (11/9) ※3
3	11月17日	鹿児島県 出水市		11月17日～	野鳥糞便 (11/5) ※4
4	11月20日	鹿児島県 出水市	— ※1	11月13日～	環境試料(水) (11/16) ※3
5	11月25日	新潟県 阿賀野市	11月26日～ 27日	11月25日～ 12月16日	環境試料(水) (11/16) ※5
6	11月27日	鹿児島県 出水市	— ※1	11月13日～	環境試料(水) (11/23) ※3
7	11月30日	新潟県 阿賀野市	— ※1	11月25日～ 12月16日	野鳥糞便 (11/16) ※4
8	12月4日	鹿児島県 出水市	— ※1	11月13日～	環境試料(水) (11/30) ※3
9	12月9日	和歌山県 和歌山市	12月11日～ 13日	12月3日～ 1月12日	死亡野鳥 (オシドリ) (12/3)
10	12月9日	岡山県 小田郡 矢掛町	12月14日～ 16日	12月4日～ 1月3日	死亡野鳥 (ハヤブサ) (12/4)
11	12月9日	宮崎県 延岡市	12月9日～ 12日	12月9日～ 1月10日	野鳥糞便 ※6 (11/30)
12	12月9日	宮崎県 都農町	— ※1	12月9日～ 1月14日	野鳥糞便 ※6 (11/30)
13	12月11日	鹿児島県 出水市	— ※1	11月13日～	環境試料(水) (12/7) ※3

14	12月11日	鹿児島県 出水市	— ※1	12月11日～	環境試料(水) (12/7) ※3
15	12月12日	鳥取県 鳥取市	12月14日～	12月12日～	野鳥糞便※7 (12/7)
16	12月15日	鳥取県 鳥取市	— ※1	12月12日～	環境試料(水) (12/9) ※8
17	12月16日	香川県 三豊市	— ※1	12月10日～	死亡野鳥 (ノスリ) (12/8)
18	12月18日	鹿児島県 出水市	— ※1	11月13日～	環境試料(水) (12/14) ※3
19	12月18日	鹿児島県 出水市	— ※1	12月11日～	環境試料(水) (12/14) ※3
20	12月22日	鹿児島県 出水市	— ※1	12月19日～	死亡野鳥 (ナベヅル) (12/18)
21	12月23日	鹿児島県 出水市	12月26日～ 28日	12月23日～	衰弱野鳥 (オシドリ) (12/22)
22	12月25日	鹿児島県 出水市	— ※1	11月13日～	環境試料(水) (12/21) ※3
23	12月25日	奈良県 吉野郡 大淀町	— ※1	12月20日～	死亡野鳥 (オオタカ) (12/20)
24	12月29日	鳥取県 鳥取市	— ※1	12月29日～	野鳥糞便※7 (12/21)
25	12月30日	埼玉県 比企郡 ときがわ 町	1月4日～ 5日	12月24日～	死亡野鳥 (フクロウ) (12/23)
26	1月5日	鹿児島県 出水市	— ※1	12月11日～	環境試料(水) (12/21) ※3
27	1月8日	鹿児島県 出水市	— ※1	11月13日～	環境試料(水) (1/4) ※3

28	1月15日	鹿児島県 出水市	— ※1	11月13日～	環境試料(水) (1/11) ※3
29	1月15日	鹿児島県 出水市	— ※1	12月11日～	環境試料(水) (1/11) ※3

- ※1 既指定の野鳥監視重点区域と範囲が重なっており、継続して野鳥の監視を強化している
- ※2 北海道大学が研究目的で独自に実施した調査で採取されたもの
- ※3 鹿児島大学が依頼を受けて実施した検査のために採取されたもの
- ※4 環境省で実施した野鳥の糞便調査で採取されたもの
- ※5 環境省で実施した水検体の調査で採取されたもの
- ※6 県が独自で実施した野鳥の糞便調査で採取されたもの
- ※7 京都産業大学が研究目的で独自に実施した調査で採取されたもの
- ※8 県が独自で実施した水検体の調査で採取されたもの

(表2) 国内の家きんにおける発生状況と環境省の対応状況(野鳥関連)

	確認日	場所	緊急調査	野鳥監視重点区域の 設定日
1	11月5日	香川県三豊市	11月6日～8日	11月5日～
2	11月8日	香川県東かがわ市	11月9日～11日	11月8日～12月12日
3	11月11日	香川県三豊市	11月12日～14日	11月11日～
4	11月13日	香川県三豊市	11月14日～16日	11月13日～
5	11月15日	香川県三豊市	－※	11月15日～
6	11月20日	香川県三豊市	－※	11月20日～
7	11月20日	香川県三豊市	－※	11月20日～
8	11月21日	香川県三豊市	－※	11月21日～
9	11月25日	福岡県宗像市	11月26日～28日	11月25日～12月28日
10	11月25日	兵庫県淡路市	12月1日～2日	11月25日～1月2日
11	12月1日	宮崎県日向市	12月3日	12月1日～1月14日
12	12月2日	宮崎県都農町	12月6日	12月2日～1月14日
13	12月2日	香川県三豊市	－※	12月2日～
14	12月2日	香川県三豊市	－※	12月2日～
15	12月3日	宮崎県都城市	12月7日	12月3日～
16	12月6日	奈良県五條市	12月9日～10日	12月6日～
17	12月7日	広島県三原市	12月8日～9日	12月7日～1月16日
18	12月7日	宮崎県都城市	－※	12月7日～
19	12月8日	宮崎県小林市	－※	12月8日～
20	12月10日	大分県佐伯市	12月10日～12日	12月10日～1月10日
21	12月10日	和歌山県紀の川市	12月11日～13日	12月10日～1月12日
22	12月11日	岡山県美作市	12月16日～18日	12月11日～1月16日
23	12月13日	滋賀県東近江市	12月16日～17日	12月13日～
24	12月14日	宮崎県宮崎市	12月16日	12月14日～
25	12月14日	香川県三豊市	－※	12月14日～
26	12月14日	宮崎県日向市	12月17日	12月14日～1月14日
27	12月16日	高知県宿毛市	12月22日 (高知県)	12月16日～

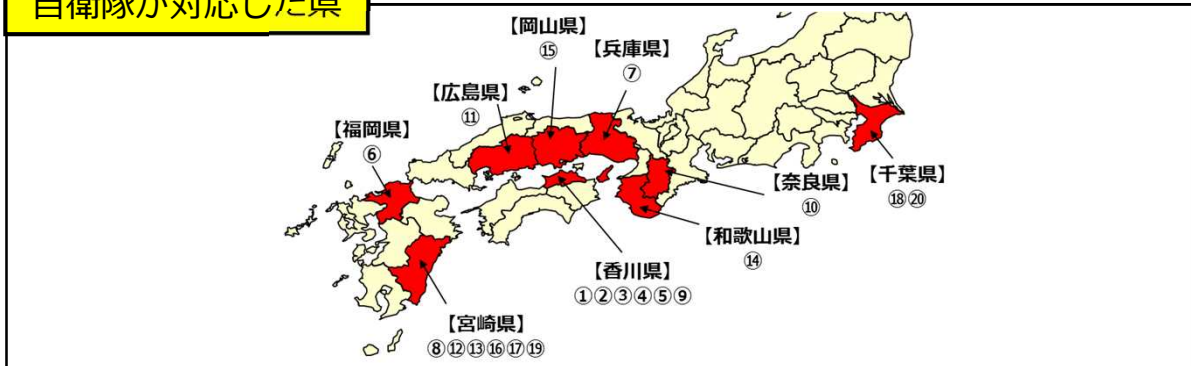
			12月24日 (愛媛県)	
28	12月16日	香川県三豊市	—※	12月16日～
29	12月19日	徳島県阿波市	12月19日、22日	12月19日～
30	12月19日	宮崎県宮崎市	12月20日	12月19日～
31	12月23日	香川県三豊市	—※	12月23日～
32	12月24日	千葉県いすみ市	12月25日～27日	12月24日～
33	12月30日	宮崎県小林市	—※	12月30日～
34	1月2日	岐阜県美濃加茂市	1月4日	1月2日～
35	1月11日	千葉県いすみ市	—※	1月11日～
36	1月13日	鹿児島県薩摩郡 さつま町	1月13日～15日	1月13日～

※ 既指定の野鳥監視重点区域と範囲が重なっており、野鳥緊急調査を実施後、継続して野鳥の監視を強化している。

自衛隊の鳥インフルエンザへの対応について

活動期間	市町村	農場規模(羽数)	派遣部隊	
①	令和2年11月 5日～8日	香川県三豊市	約31.7万羽	陸上自衛隊第15即応機動連隊(善通寺)等
②	令和2年11月 8日～9日	香川県東かがわ市	約 4.6万羽	陸上自衛隊第15即応機動連隊(善通寺)等
③	令和2年11月15日～16日	香川県三豊市	約 7.7万羽	陸上自衛隊第15即応機動連隊(善通寺)等
④	令和2年11月20日～24日	香川県三豊市	約80.5万羽	陸上自衛隊第15即応機動連隊(善通寺)等
⑤	令和2年11月22日～23日	香川県三豊市	約 7.5万羽	陸上自衛隊第15即応機動連隊(善通寺)等
⑥	令和2年11月25日～27日	福岡県宗像市	約 9.2万羽	陸上自衛隊第2高射特科団(飯塚)等
⑦	令和2年11月26日～28日	兵庫県淡路市	約14.5万羽	陸上自衛隊第3特科隊(姫路)等
⑧	令和2年12月 2日	宮崎県都農町	約 2.9万羽	陸上自衛隊第43普通科連隊(都城)等
⑨	令和2年12月 2日～4日	香川県三豊市	約 36.7万羽	陸上自衛隊第15即応機動連隊(善通寺)等
⑩	令和2年12月 6日～7日	奈良県五條市	約 7.7万羽	陸上自衛隊第7施設群(大久保)等
⑪	令和2年12月 7日～9日	広島県三原市	約13.7万羽	陸上自衛隊第46普通科連隊(海田市)等
⑫	令和2年12月 8日	宮崎県都城市	約5.9万羽	陸上自衛隊第43普通科連隊(都城)等
⑬	令和2年12月 8日	宮崎県小林市	約4.3万羽	陸上自衛隊第24普通科連隊(えびの)等
⑭	令和2年12月10日～11日	和歌山県紀の川市	約6.8万羽	陸上自衛隊第37普通科連隊(信太山)等
⑮	令和2年12月11日～14日	岡山県美作市	約64.4万羽	陸上自衛隊第13特科隊(日本原)等
⑯	令和2年12月14日	宮崎県宮崎市	約12.6万羽	陸上自衛隊第43普通科連隊(都城)等
⑰	令和2年12月14日～15日	宮崎県日向市	約4.6万羽	陸上自衛隊第43普通科連隊(都城)等
⑱	令和2年12月24日～31日	千葉県いすみ市	約116万羽	陸上自衛隊第1空挺団(習志野)等
⑲	令和2年12月30日	宮崎県小林市	約15.4万羽	陸上自衛隊第24普通科連隊(えびの)等
⑳	令和3年 1月11日～	千葉県いすみ市	約115.0万羽	陸上自衛隊第32普通科連隊(大宮)等

自衛隊が対応した県



※ 数値等は速報値のため、今後変更される可能性があります。